2010年度オルグ養成講座

２０１１年1月１５日（土）～１６日（日）　高知･桂浜

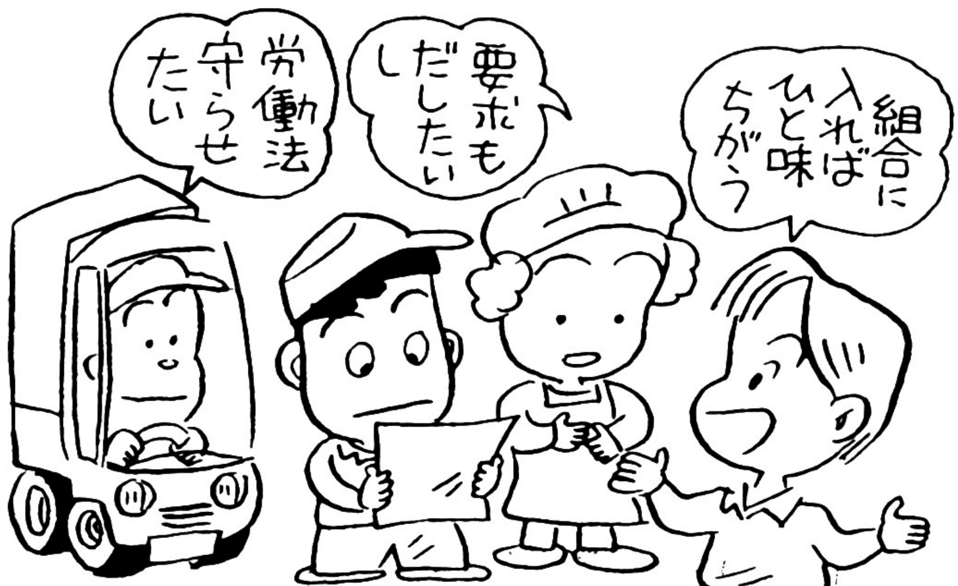

全労連四国地区協議会

（参考資料）

労働相談に絡む労使紛争とADR

—労働委員会、労働審判制度、労働局個別紛争処理制度—

2011.1. 高知県労連

1．制度の特徴をつかみ利用する

1）団体交渉等の労使関係での解決をまずはめざす

ー 職場の多数派形成、力関係の構築、理論武装　⇒「一人から組織へ」

※職場闘争と連携させて２）、３）を活用する。

2）労働基準監督署、裁判所（仮処分、本訴）

※解雇事件の場合、生活保障の検討。組合の支援制度。雇用保険の仮払い。物販による闘争資金確立。

3）ADR注）の諸制度

①労働委員会における「調整」、「個別紛争処理」・・・「不当労働行為の救済」

※労働委員会の特徴　ⅰ簡易、ⅱ迅速、ⅲ低廉

3つの機能　1）審査・判定機能（資格審査、不当労働行為の救済）、2）調整（集団紛争※斡旋、調停、仲裁）、3）個別紛争処理・相談活動（東京、兵庫、福岡は個別紛争処理を行っていない。相談活動を行っているのは、四国4県を含む13県のみ）

②裁判所における「労働審判制度」　ⅰ迅速性、ⅱ専門性、ⅲ柔軟性

③労働局における「個別労働紛争解決制度」

注）裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律、通称ADR法とは、ADR（Alternative Dispute Resolution; 訴訟手続以外の紛争解決手段）の制度と促進に関する法律。平成16年12月1日に公布、平成19年4月1日に施行された。ADR促進法、裁判外紛争解決法とも呼ばれる。

厳格な裁判制度に適さない紛争の解決手段として今後多くの利用が見込まれる裁判外紛争解決としての仲裁、調停、斡旋などを促進することで、国民がより身近に司法制度を利用できるようにすることを目的としている。

2．運動場の課題、注意点

①大衆闘争、組織の機能強化

※裁判闘争等を裸で闘わない。主戦場はあくまでも職場。組織の拡大強化が、主要な評価基準。

②労働相談センターの機能強化

・集団対応・集団論議（相談、組織化、争議対策まで集団で対応。担当者任せにしない。集団の力と個別の技量の向上）

・専門家集団の知恵を結集（経験者、弁護士等も交えた）＝争議対策委員会の設置

・センター（県労連）と単産・単組との連携強化

1．労働委員会制度

労働委員会とは、労働者の団結権の擁護及び労働関係の公正な調整を図るため、労働組合法に基づき設置された独立行政委員会である。

1．概要

（1）組織・体制

・**設　　置**：１９４６年３月、労働組合法施行とともに設置

・**任　　務**：労働者が団結することを擁護し、及び労働関係の公正な調整を図ること。

・**所掌事務**：
- i　不当労働行為事件の審査等
- ii　労働争議のあっせん、調停及び仲裁等
- iii　個別労働関係紛争の解決の促進
- iv　組合の資格審査

・**組　　織**：公益を代表する者　（公益委員）
労働者を代表する者（労働者委員）
使用者を代表する者（使用者委員）
各々同数からなる三者構成の合議体。

＊ **事務局**：労働委員会に、その事務を整理するため事務局を付置。事務局職員は会長の同意を得て、中央労働委員会については厚生労働大臣が、都道府県労働委員会については都道府県知事が任命する。

・**種　　類**：労働委員会には、４種類の委員会がある。

種類	中央労働委員会（中労委）	都道府県労働委員会（都道府県労委）
所管	国（厚生労働省の外局）	都道府県
所掌	・都道府県労委の救済命令等の再審査等 ・２以上の都道府県にわたる事件及び全国的に重要な問題に係る事件のあっせん等についての優先管轄 ・特定独立行政法人等（※※）の不当労働行為事件の審査及び労働紛争の調整	・各都道府県の区域内に関わる不当労働行為事件の審査や争議調整等

※　船員法の適用を受ける船員の労働関係については、国土交通省の外局として船員中央労働委員会及び船員地方労働委員会が設けられている。

※※　特定独立行政法人等とは、特定独立行政法人（国立病院機構等）、国有林野事業及び日本郵政公社をいう。

（2）委員会の構成

> 労働委員会は、公・労・使各々を代表する委員からなる三者構成の機関である。

会長：公益委員から互選により１名選出。

公 益 委 員・・・学識経験者など。公平な第三者の性格を有す。

労働者委員・・・労働組合の推薦に基づく者

使用者委員・・・使用者団体の推薦に基づく者

（労働者委員・使用者委員）単なる利益代表ではなく、労使各側の事情を正しく労働委員会に反映させ、相互協力の下、円滑な労使関係の確立に尽力する。

		中 労 委	都道府県労委
任 期		２年	
人 数		公・労・使　各１５名 （計４５名）	公・労・使　各　５～１３名 （計１５～３９名） ＊条例で各２名増員可能
身 分		非常勤の国家公務員 ＊公益委員２名以内は常勤とすることができる。	非常勤の地方公務員 ＊条例で公益委員２名以内は常勤とすることができる。
任命権者		内閣総理大臣	都道府県知事
任命手続	**公**	厚生労働大臣が労使委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから、国会の同意を得て任命	労使委員の同意を得て任命
	労	労働組合の推薦に基づき任命	
	使	使用者団体の推薦に基づき任命	

（3）機能

> 労働委員会は、憲法で保障された労働基本権の保護と労使関係の安定を第一義とし、労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう合理的・弾力的な方法で紛争解決に当たる。

労働委員会の機能は、次のように大別される。

ⅰ　主として不当労働行為事件の審査や労働組合の資格審査を行う
（判定的機能）。

ⅱ　労使の間に入って、あっせん、調停、仲裁等により争議・紛争を解決に導く
（調整的機能）。

2．不当労働行為の救済制度

（1）不当労働行為救済制度とは

① 不当労働行為の禁止

労働組合法は、使用者による以下の行為を「不当労働行為」として禁止している。

労働組合法が禁止する不当労働行為の類型
（労働組合法第７条第１号～第４号）

a　労働組合員であること等を理由とする解雇その他の不利益取扱い

［例］・労働組合への加入、労働組合の結成又は労働組合の正当な行為を理由とする解雇、賃金・昇格の差別等
・労働組合に加入せず、若しくは労働組合から脱退することを雇用条件とすること

b　正当な理由のない団体交渉の拒否

［例］・当該企業で働く労働者以外の者が労働組合に加入していることを理由とする団体交渉の拒否

c　労働組合の運営等に対する支配介入及び経費援助

［例］・労働組合結成に対する阻止・妨害行為、労働組合の日常の運営や争議行為に対する干渉を行うこと
・労働組合の運営経費に経理上の援助を与えること

d　労働委員会への申立て等を理由とする不利益取扱い

［例］・労働者の労働委員会への申立て等を理由とする不利益取扱い

② 不当労働行為救済制度

労働組合や労働者は、使用者による不当労働行為を受けた場合には、労働委員会に対して救済申立てを行うことができる。労働委員会は、申立てに基づいて審査を行い、不当労働行為の事実があると認められる場合には、使用者に対して、復職、賃金差額の支払、組合運営への介入の禁止等を命令し、労働組合や労働者を救済する。

【不当労働行為事件審査手続の流れ】

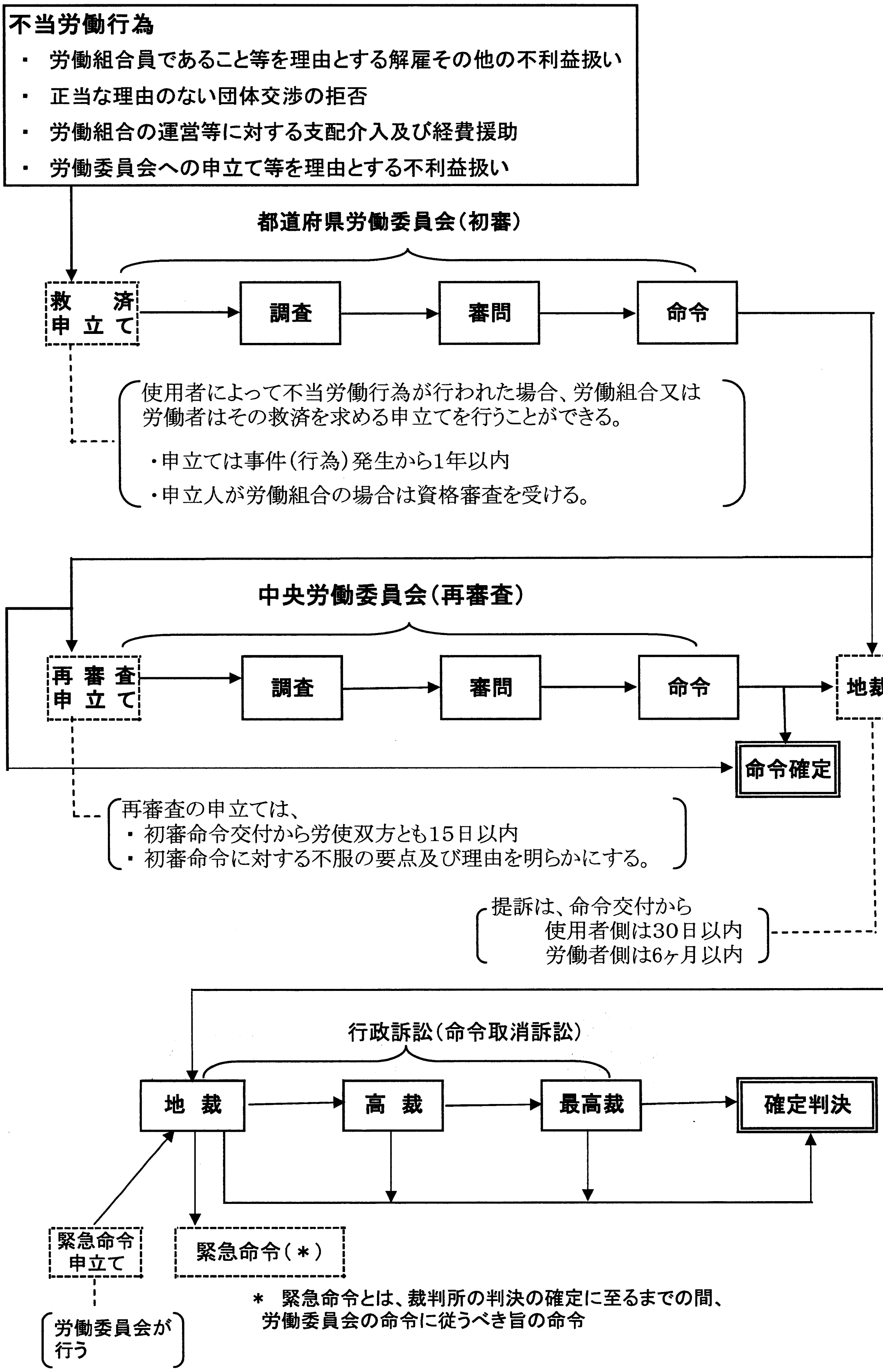

３．労働争議及び特定独立行政法人等に係る労働紛争の調整

○労働争議の調整

労使間の交渉への助力の手続であり、また争議行為の回避、終結を図る制度である。

（１） 労働争議の調整とは

集団的労使関係の当事者間での労働争議について、外部の第三者が両者の主張を調整し、争議を解決する、労働関係調整法で定められた手続をいう。

（２） 労働争議の内容

① 調整対象となる「労働争議」

集団的労使関係の当事者間において、労働関係に関する主張が一致しないで、そのために争議行為が発生している状態又は発生するおそれがある状態

② 労働関係に関する主張

個別的労働関係と集団的労使関係のいずれの主張も含む。労働協約や労働契約上の権利の主張（「権利争議」）のみならず、それらにおける新たな合意の形成をめざしての主張（「利益争議」）も含んでいる。

③ 争議行為

同盟罷業（ストライキ）、怠業（サボタージュ）、作業所閉鎖（ロックアウト）その他労働関係の当事者が、その主張を貫徹することを目的として行う行為及びこれに対抗する行為であって、業務の正常な運営を阻害するものをいう。

（３）争議行為に関する規定

① 争議行為が発生した場合の届出義務（罰則規定なし）

② 公益事業における争議行為の事前予告義務（罰則規定あり）

・ 争議開始日の１０日前（届出日と開始日は含まない）までに労働委員会及び厚生労働大臣又は都道府県知事あてに通知を行う。

・ 通知を受けた厚生労働大臣又は都道府県知事は、直ちに、公衆が知ることができる方法によってこれを公表しなければならず、官報などによる公表を行っている。

※ 公益事業とは

ａ）運輸事業
ｂ）郵便・電気通信事業
ｃ）水道、電気又はガス供給事業
ｄ）医療又は公衆衛生の事業

のいずれかの事業であって、公衆の日常生活に欠くことのできないものをいう。

（４）労働争議の調整手続

労働争議は労使の自主的解決が基本原則であるが、調整を行う場合の手続としては、あっせん、調停、仲裁の手続が定められている。

あっせん・調停・仲裁の特徴一覧

	あっせん	**調　停**	**仲　裁**
開始事由 （当事者申請）	一方申請 双方申請	双方申請 労働協約に基づく一方申請 公益事業に係る一方申請	双方申請 労働協約に基づく一方申請
労働委員会側 調整主体	あっせん員	調停委員会 （公労使委員三者構成）	仲裁委員会 （公益委員で構成）
解決案の提示	提示することもある	原則提示	原則提示
解決案の受諾	任意	任意	労働協約と同一の効力を持って当事者を拘束
申請後の別の 調整方法選択	可能	可能	可能
当事者申請 以外の開始（*）	あり	あり	なし

＊　国民の日常生活、国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがある場合等に、労働争議の関係当事者の申請を待たずに調整を開始することがある。

＊＊　労働争議が発生したときに、労働委員会会長が必要に応じ、委員会委員、あっせん員候補者、職員などにその実情を調査させることができる（実情調査）。

個別労働関係紛争

＜個別労働関係紛争とは＞

個別労働関係紛争とは、個々の労働者と事業主との間に発生した、労働条件その他労働関係に関する様々な紛争のことを言います。

例えば、

・事業主から懲戒処分や解雇をされたが、納得できない。

・パートタイムで働いているが、事前に何の説明もなく時給を引き下げられた。

・社員にやむを得ぬ事情で配転命令を出したが、理由なく拒否している。

等があります。

＜個別労働関係紛争の「あっせん」とは＞

個別労働関係紛争が発生してしまったときに、当事者間での話合いによっては解決が難しい場合も出てきます。

こうした当事者だけでは解決しにくい紛争について、労働者や事業主から申請を受け、経験豊かなあっせん員が当事者の間に入って、双方の主張を調整し、利害をとりなして解決を図る制度を個別労働関係紛争のあっせんといいます。

あっせん制度を利用するには

あっせん申請できる人

あっせんは高知県内の事業所に勤務している、又は勤務していた労働者（パートタイマー、派遣社員等を含む。）と、事業主のどちらからでも申請できます。

あっせんの対象外

労働者と事業主との間で発生した紛争すべてがあっせんの対象となるわけではありません。

例えば、

・裁判で争われている紛争

・他の機関における指導、あっせん等の手続が進行中の紛争

・労働条件に関係しない労働者と事業主の個人的な紛争

等があります。詳しくは労働委員会事務局へお問い合わせ下さい。

あっせんの流れ

あっせん申請があると、まず、あっせん員が選ばれ、申請の相手方への事務局調査などを経て、あっせん作業となります。あっせんのながれは、概ね次のとおりです。

申請 ・・・ **あっせん申請書を提出して行います。**
申請者に対して、事務局が話合いの状況などをお聴きします。申請の相手方に対しては、あっせんの諾否や話合いの状況などをお聴きします。

▼

あっせん員指名 ・・・ **通常、公益委員・労働者委員・使用者委員が各々１人ずつ指名されます。**
事務局が日程の調整を行い、あっせん期日の通知などを行います。

▼

あっせん ・・・ **あっせん員が双方の主張を聴き、話合いのとりなしをします。あっせん案を示す場合もあります。**

▼

解決・打切り ・・・ **双方が合意すれば解決、合意に至らなければ打切りとなります。また、申請の相手方があっせんに応じない場合も打切りとなります。**
申請の取下げはいつでもできます。

2. 労働審判制度とは

平成18年４月から、労働関係に関するトラブルを迅速かつ適正に処理し、実効的な解決を図るための手続きとして、労働審判制度が始まりました。この手続きでは、裁判官と労働関係に関する専門家である労働審判員２人で組織する労働審判委員会が、解雇をめぐるトラブルなど、個々の労働者と事業主との間に生じた労働関係に関する民事上の紛争を、３回以内の期日で審理します。そして、適宜、話し合いによる解決である調停を試み、調停がまとまらなければ、事案の実情に即した解決を図るための判断（労働審判）を行います。

～労働審判手続きの流れ～

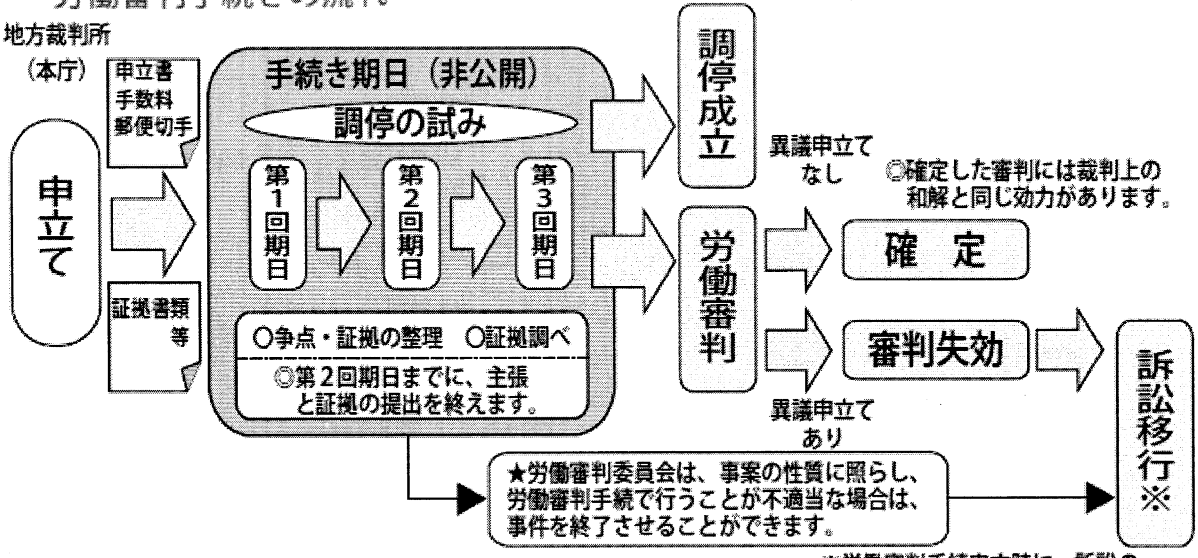

この制度の開始により、労働関係の紛争を裁判所で解決するための選択肢が広がりました。

「迅速性」、「専門性」、「柔軟性」という労働審判手続の特徴を十分に理解し、他に考えられる手続との違いなども念頭に置きながら、労働審判手続にふさわしい事案についてこの手続を活用することにより、紛争の早期の解決が図られるものと期待されます。

個別労働紛争の解決　～裁判所での主な手続～

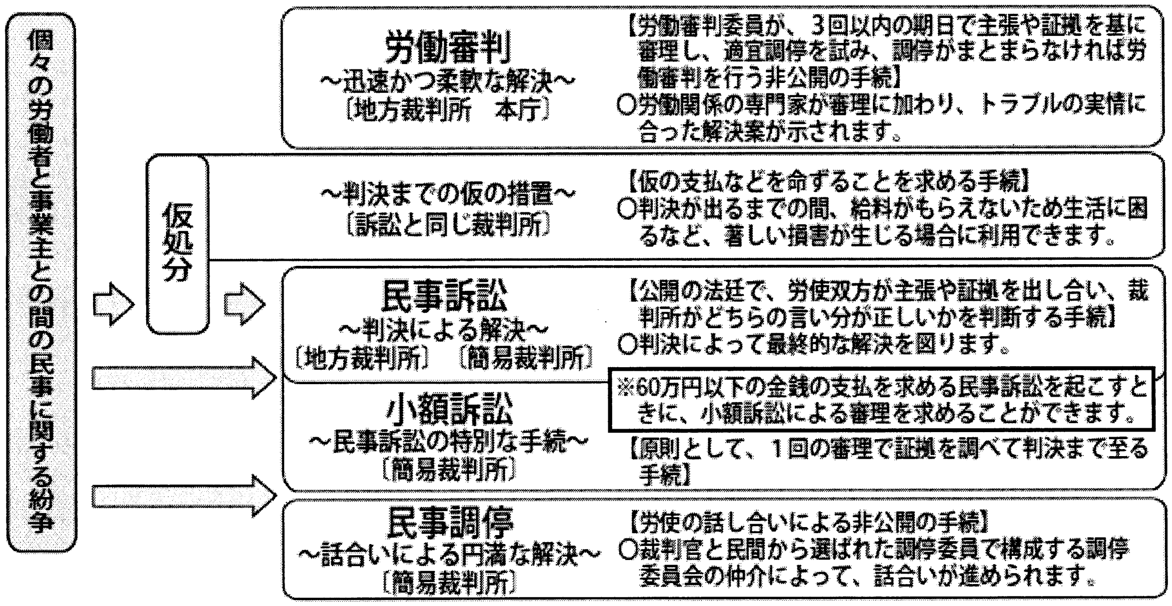

3. 労働局の3つの労働紛争解決制度

制度1. 相談・情報提供＜総合労働相談コーナー＞
制度2. 助言・指導＜都道府県労働局長による解決促進＞
制度3. あっせん＜紛争調整委員会による調整・解決＞

労働紛争解決システムの概要

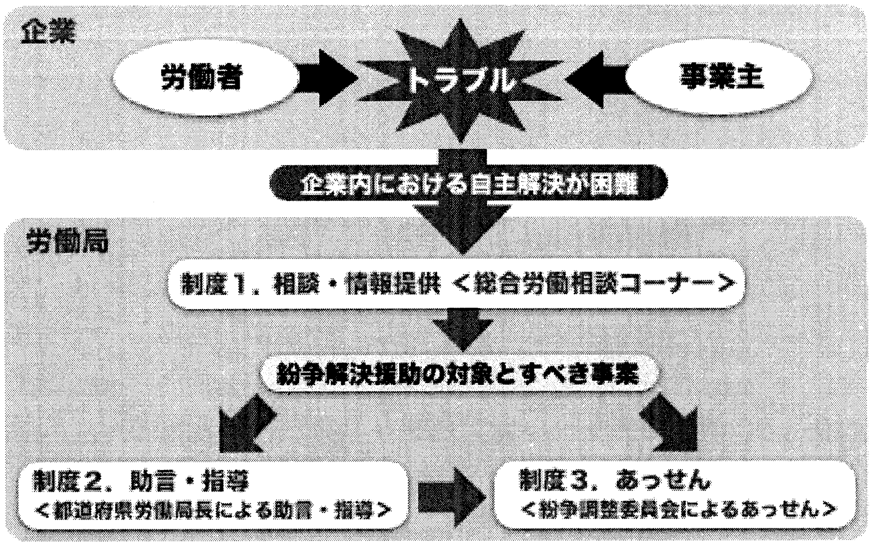

※労働基準法・職業安定法及び男女雇用機会均等法違反に関する行政指導を行うべき事案については、労働基準監督署、ハローワーク(公共職業安定所)、雇用均等室をご紹介します。

1. 労働相談コーナー　略

2. 都道府県労働局長による助言・指導とは

都道府県労働局長が個別労働紛争の問題点を指摘し、解決の方向を示唆することにより、紛争当事者による自主的な解決を促進する制度です。なお、この助言・指導は、紛争当事者に対し、一定の措置の実施を強制するものではありません。

○対象となる紛争

「労働条件その他労働関係に関する事項について」の紛争

＜個別労働紛争の具体的内容＞

- 解雇、配置転換・出向、雇止め、労働条件の不利益変更等の労働条件に関する紛争
- 事業主によるいじめ・嫌がらせに関する紛争
- 労働契約の承継、同業他社への就業禁止等の労働契約に関する紛争
- 募集・採用に関する紛争等

○対象とならない紛争

- 労働組合と事業主の間の紛争や、労働者と労働者の間の紛争
- 裁判で係争中である場合、又は判決確定が出されている等、他の制度において取り扱われている紛争
- 労働組合と事業主との間で問題として取り上げられており、 両社の間で自主的な解決を図るべく話し合いが進められている紛争

○助言・指導の手続きの流れ

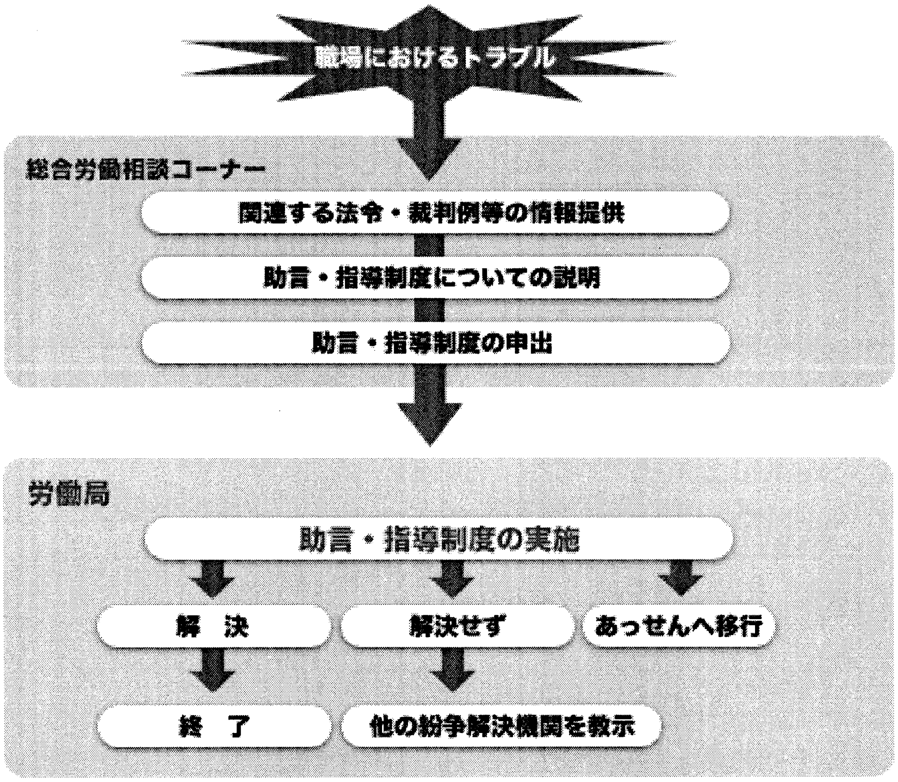

3. 紛争調整委員会による、あっせん

＜手続きの流れ＞

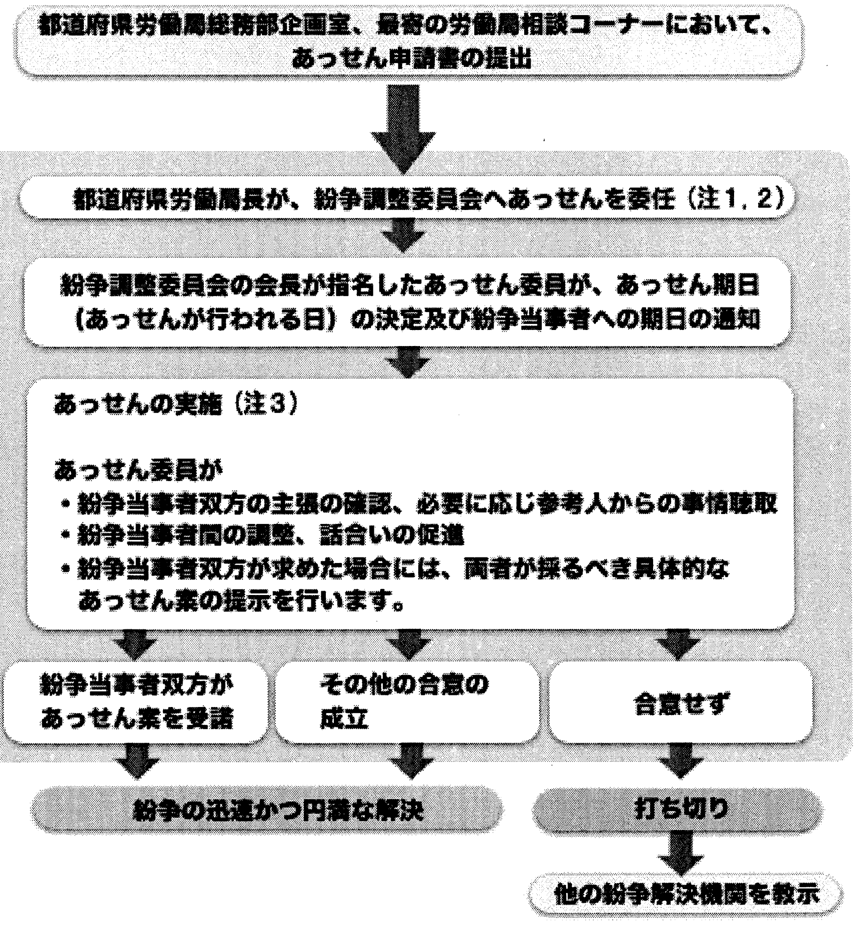

※弁護士、大学教授等の労働問題の専門家である紛争調整委員会の委員が担当します。

第26表　調整事件・不当労働行為事件取扱件数（全労委、新規係属件数）

（単位：件）

労委＼年	平成17年	不当	集団	個別	平成18年	不当	集団	個別	平成19年	不当	集団	個別	平成20年	不当	集団	個別	平成21年	不当	集団	個別
北海道	88	21	43	24	60	14	25	21	62	15	23	24	133	27	27	79	120	34	36	50
青森	9	0	7	2	8	2	3	3	5	2	2	1	4	0	4	0	11	2	8	1
岩手	12	2	3	7	4	0	3	1	5	1	2	2	2	1	1	0	4	1	2	1
宮城	12	2	0	10	25	7	4	14	26	1	1	24	44	3	7	34	56	9	7	40
秋田	14	3	2	9	11	0	1	10	6	1	4	1	6	0	1	5	26	1	4	21
山形	7	0	6	1	7	0	7	0	8	1	5	2	8	1	6	1	9	0	7	2
福島	5	0	3	2	9	1	2	6	11	3	3	5	10	2	2	6	13	1	5	7
茨城	12	1	8	3	12	2	6	4	17	5	9	3	11	5	4	2	13	5	4	4
栃木	7	1	6	0	13	0	8	5	13	1	7	5	7	1	5	1	14	0	12	2
群馬	11	3	7	1	9	1	3	5	24	1	4	19	22	2	8	12	24	2	6	16
埼玉	30	6	16	8	24	6	15	3	25	5	12	8	37	6	14	17	44	5	26	13
千葉	11	4	3	4	15	3	4	8	19	1	4	14	33	4	15	14	28	5	14	9
東京	257	102	155	－	229	102	127	－	220	100	120	－	237	92	145	－	328	119	209	－
神奈川	39	21	17	1	70	38	32	0	52	33	16	3	54	34	20	0	67	27	39	1
新潟	16	4	4	8	20	5	9	6	23	5	4	14	15	2	4	9	31	2	2	27
山梨	4	0	3	1	5	0	3	2	4	0	3	1	3	1	1	1	4	0	3	1
長野	16	0	7	9	26	2	11	13	22	1	8	13	13	0	8	5	26	1	11	14
静岡	32	0	11	21	26	7	2	17	22	6	6	10	49	7	17	25	46	11	16	19
富山	12	3	3	6	10	0	2	8	18	1	5	12	24	0	3	21	33	1	3	29
石川	12	1	7	4	15	3	8	4	14	3	6	5	6	0	3	3	6	1	4	1
福井	9	1	1	7	21	0	4	17	15	1	2	12	13	0	2	11	14	2	2	10
岐阜	10	0	5	5	19	0	5	14	8	2	6	0	8	0	5	3	7	2	2	3
愛知	49	8	26	15	48	6	25	17	51	10	24	17	59	12	31	16	62	11	39	12
三重	20	5	11	4	27	5	18	4	14	4	8	2	24	3	18	3	18	3	14	1
滋賀	12	2	7	3	15	6	8	1	7	2	5	0	13	4	7	2	26	6	8	12
京都	29	3	17	9	31	3	18	10	28	6	11	11	38	8	15	15	48	3	21	24
大阪	122	56	55	11	126	71	50	5	131	76	51	4	137	85	44	8	158	85	68	5
兵庫	27	7	20	－	22	4	18	－	33	10	23	－	29	7	22	－	50	16	34	－
奈良	12	2	7	3	14	2	7	5	10	4	5	1	18	7	5	6	22	5	6	11
和歌山	4	0	3	1	5	0	4	1	7	0	1	6	30	1	7	22	11	3	3	5
鳥取	9	0	0	9	21	1	3	17	21	0	2	19	22	0	3	19	37	0	3	34
島根	12	0	4	8	10	1	5	4	11	0	1	10	6	0	0	6	10	4	3	3
岡山	11	0	3	8	10	0	5	5	12	2	7	3	13	2	6	5	11	0	7	4
広島	25	2	8	15	32	7	6	19	23	3	9	11	20	2	9	9	20	9	7	4
山口	13	4	8	1	11	3	4	4	2	1	1	0	9	1	5	3	9	2	4	3
徳島	23	1	3	19	25	4	2	19	23	3	3	17	24	1	5	18	40	1	5	34
香川	16	0	3	13	11	1	1	9	16	0	1	15	8	2	1	5	4	0	2	2
愛媛	9	1	5	3	6	0	3	3	18	0	8	10	13	1	3	9	23	2	9	12
高知	15	1	4	10	16	1	7	8	17	1	5	11	29	1	6	22	48	1	9	38
福岡	38	10	28	－	40	15	25	－	37	9	28	－	38	14	24	－	25	7	18	－
佐賀	6	2	0	4	6	0	3	3	8	2	3	3	9	0	5	4	6	1	1	4
長崎	10	6	4	0	4	2	2	0	6	2	3	1	9	6	2	1	5	0	3	2
熊本	13	2	5	6	10	0	3	7	17	1	4	12	20	2	6	12	41	0	10	31
大分	7	0	5	2	9	0	5	4	4	1	0	3	6	0	3	3	8	1	3	4
宮崎	10	3	3	4	9	2	4	3	4	1	0	3	6	4	1	1	3	0	2	1
鹿児島	9	2	2	5	10	1	2	7	2	0	1	1	6	1	2	3	19	2	15	2
沖縄	10	2	6	2	7	1	3	3	13	2	10	1	14	3	7	4	25	1	9	15
都道府県	1136	294	554	288	1163	329	515	319	1134	329	466	339	1339	355	539	445	1653	394	*725*	*534*
中労委	100	90	10	0	83	77	6	0	82	76	6	0	64	51	13	0	62	54	*8*	0
合　計	1236 (100)	384 (90)	564 (10)	288	1246 (83)	406 (77)	521 (6)	319	1216 (82)	405 (76)	472 (6)	339	1403 (64)	406 (51)	552 (13)	445	1715 (62)	448 (54)	733 (8)	534
前年同期差	−9 (7)	−10 (7)	33 (0)	−32	10 (−17)	22 (−13)	−43 (−4)	31	−30 (−1)	−1 (−1)	−49 (0)	20	187 (−18)	1 (−25)	80 (7)	106	312 (−2)	42 (3)	181 (−5)	89

（注）（ ）内は中労委取扱件数で内数。調整事件は特定独立行政法人等事件数を含む。

不当労働行為事件は再審査事件取扱件数（中労委初審・特定独立行政法人等事件数を除く）。

太枠は、東京と大阪を除いた各年の平均全事件数（H17:*19*, H18:*20*, H19:*17*, H20:*21*, H21:*26*）を上回るゼロワン県である。

（第１２表）労委別不当労働行為事件取扱件数（初審－総件数、２２年1月～６月）　（単位：件）

区分 / 労委	係属件数			終結件数											次期に係属
				取下・和解				命令・決定					移送	合計	
	前年からの係属	新規申立	計	取下	無関与	関与	計	全部救済	一部救済	棄却	却下	計			
北海道	14	16	30	0	2	10	12	1	0	0	0	1	0	13	17
青森	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	7	2	9	2	0	2	4	0	0	0	0	0	0	4	5
秋田	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
山形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
茨城	7	2	9	6	0	0	6	0	0	0	0	0	0	6	3
栃木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬	1	1	2	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	1
埼玉	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
千葉	5	3	8	1	0	1	2	0	1	0	0	1	0	3	5
東京	301	62	363	8	6	26	40	1	5	0	0	6	0	46	317
神奈川	19	18	37	0	0	7	7	0	5	3	0	8	0	15	22
新潟	4	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	8	0	8	0	1	1	2	0	1	2	0	3	0	5	3
富山	0	2	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	2	0
石川	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0
福井	1	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
岐阜	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
愛知	14	5	19	0	2	1	3	0	1	0	0	1	0	4	15
三重	5	1	6	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	2	4
滋賀	6	6	12	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	11
京都	4	1	5	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	4
大阪	81	36	117	4	8	12	24	3	5	16	1	25	0	49	68
兵庫	12	8	20	2	0	3	5	0	0	2	1	3	0	8	12
奈良	5	0	5	1	0	0	1	2	0	0	0	2	0	3	2
和歌山	2	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	1
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根	4	0	4	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	3
岡山	1	3	4	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	3
広島	9	1	10	1	0	1	2	0	1	0	0	1	0	3	7
山口	2	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	1
徳島	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
香川	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
愛媛	1	1	2	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	1
高知	17	0	17	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3	14
福岡	9	1	10	1	0	1	2	0	4	0	0	4	0	6	4
佐賀	1	1	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
長崎	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
熊本	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
大分	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
宮崎	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
鹿児島	3	0	3	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	2	1
沖縄	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
中労委	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	553	180	733	30	22	69	121	7	32	23	2	64	0	185	548

（第20-1表） 調整事件係属状況及び終結状況（全労委）（22年1月～6月）

（単位：件）

区分＼労委	係属件数						終結件数					次月繰越
	前年繰越	新規				計	取下	解決裁定	不調打切	移管	計	
		あっせん	調停	仲裁	計							
北海道	3	16			16	19		8	3		11	8
青森												
岩手	1					1						1
宮城	2	4	1		5	7	1		5		6	1
秋田	2					2	1	1			2	
山形	1	4			4	5		2	2		4	1
福島												
茨城	1	8			8	9	3	2	2		7	2
栃木	3	3			3	6	2	3			5	1
群馬												
埼玉	9	15			15	24	3	11	2		16	8
千葉	1	5			5	6		1	4		5	1
東京	60	79			79	139	18	58	36	1	113	26
神奈川	1	21			21	22		11	6		17	5
新潟	1					1	1				1	
山梨		1			1	1			1		1	
長野	1	5			5	6		3	1		4	2
静岡		3			3	3		3			3	
富山		1			1	1						1
石川	1					1	1				1	
福井		1			1	1		1			1	
岐阜	1	2			2	3	2	1			3	
愛知	2	7			7	9		3	6		9	
三重	4	5			5	9	1	2	5		8	1
滋賀	1	1			1	2	2				2	
京都	3	7			7	10	1	6	2		9	1
大阪	9	26			26	35	12	8	6		26	9
兵庫	2	12			12	14		4	9		13	1
奈良	3	2			2	5	2	1	1		4	1
和歌山		4			4	4	1	1	1		3	1
鳥取	1	1			1	2		2			2	
島根		1			1	1		1			1	
岡山	1	2			2	3		1	1		2	1
広島	2	3			3	5		4			4	1
山口	1	4			4	5	2	1	1		4	1
徳島	1	2			2	3	1	1			2	1
香川												
愛媛	2	1			1	3		3			3	
高知	1	4			4	5		1	4		5	
福岡	3	12			12	15	4	7	1		12	3
佐賀		2			2	2		2			2	
長崎	1	3			3	4	1		3		4	
熊本	3	4			4	7		4	2		6	1
大分		1			1	1			1		1	
宮崎	1	1			1	2	1				1	1
鹿児島			4		4	4			4		4	
沖縄	4	5			5	9	3	2	4		9	
都道府県労委計	133	278	5		283	416	63	159	113	1	336	80
中労委		2	2		4	4		4			4	
合計	133	280 (2)	7 (2)		287 (4)	420 (4)	63	163 (4)	113	1	340 (4)	80
前年同期	101 (1)	359 (1)	16 (7)		375 (8)	476 (9)	63	167 (7)	113 (1)		343 (8)	133 (1)
前年同期比	32 (-1)	-79 (1)	-9 (-5)		-88 (-4)	-56 (-5)		-4 (-3)	(-1)	1	-3 (-4)	-53 (-1)

（注1） （ ）内は中労委取扱件数で内数。特定独立行政法人等事件数を含む。

(5)各機関別・都道府県別新規係属事件件数

	労働委員会・労政主管部局等あっせん					労働局あっせん			労働審判		
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	19年度	20年度	21年度	19年度	20年度	21年度
北海道	20	19	40	77	41	318	303	275	68	93	122
青森県	3	2	1	0	1	74	76	41	5	9	8
岩手県	7	2	1	1	0	72	67	52	7	11	11
宮城県	11	11	27	43	32	94	106	85	36	36	60
秋田県	4	11	1	7	22	47	82	100	9	5	17
山形県	1	1	1	3	0	71	118	129	9	6	8
福島県	2	7	7	7	4	88	77	82	9	7	17
茨城県	4	3	2	4	3	168	121	162	9	7	23
栃木県	1	4	5	2	1	144	166	168	4	13	25
群馬県	0	8	17	14	17	83	108	102	15	28	57
埼玉県	8 〈28〉	4 〈6〉	11 〈10〉	17 〈30〉	11 〈27〉	112	234	468	74	98	160
千葉県	3	10	19	9	15	197	252	246	70	75	91
東京都	〈872〉	〈918〉	〈839〉	〈677〉	〈729〉	1,430	1,840	1,702	520	831	1,137
神奈川県	1 〈185〉	0 〈191〉	3 〈153〉	0 〈216〉	1 〈173〉	202	282	287	95	177	273
新潟県	5	13	7	14	24	99	141	96	18	15	27
山梨県	1	2	1	2	0	50	75	48	7	1	5
長野県	10	13	12	6	13	203	214	186	10	22	26
静岡県	18	15	13	24	17	175	242	206	15	40	39
富山県	3	7	20	16	32	101	111	68	3	5	4
石川県	3	3	6	2	1	67	74	67	5	11	25
福井県	19	4	13	12	10	73	105	72	4	3	17
岐阜県	16	1	0	4	3	103	119	78	13	19	33
愛知県	15	20	15	19	8	305	440	431	116	151	279
三重県	5	3	2	3	1	106	122	115	13	19	22
滋賀県	2	1	0	2	12	102	122	120	7	11	21
京都府	9	11	11	19	26	174	228	179	33	43	58
大阪府	11 〈64〉	5 〈54〉	5 〈50〉	7 〈48〉	5 〈60〉	447	651	551	107	171	313
兵庫県	-	-	-	-	-	223	222	213	73	105	113
奈良県	3	5	4	6	8	165	186	160	8	9	13
和歌山県	2	0	10	20	4	84	59	46	5	5	10
鳥取県	5	21	19	27	29	63	48	26	3	12	11
島根県	9	5	9	5	2	67	44	35	3	9	8
岡山県	7	5	3	4	8	140	140	95	15	11	48
広島県	15	16	12	8	4	141	166	149	21	44	52
山口県	2	3	0	4	4	65	76	59	8	7	15
徳島県	19	17	21	17	34	31	41	21	5	13	8
香川県	12	13	12	5	2	40	19	11	2	5	10
愛媛県	3	6	8	11	12	75	94	100	10	30	10
高知県	5	11	15	19	38	83	84	51	10	13	12
福岡県	〈66〉	〈74〉	〈80〉	〈69〉	〈94〉	261	223	232	67	162	204
佐賀県	3	4	1	5	3	85	66	73	4	5	10
長崎県	0	0	1	2	2	64	48	41	5	9	15
熊本県	12	3	13	18	30	110	114	76	14	17	35
大分県	4 〈0〉	1 〈0〉	3 〈12〉	3 〈7〉	6 〈2〉	64	93	77	16	16	23
宮崎県	2	4	2	2	1	115	79	91	2	6	13
鹿児島県	7	3	1	4	3	77	79	72	3	15	20
沖縄県	2	3	1	7	13	88	100	77	8	17	23
合　計	294 〈1,215〉	300 〈1,243〉	375 〈1,144〉	481 〈1,047〉	503 〈1,085〉	7,146	8,457	7,821	1,563	2,417	3,531

(注1)労働審判は、各都道府県に所在する地裁の値。
(注2)〈　〉内は、労働委員会が主体となる制度が設けられていない東京都、福岡県の労政主管部局によるあっせん件並びに労働委員会が主体となる制度が設けられているが、労政主管部局が労委とは別にあっせんを行っている埼玉神奈川県、大阪府、大分県の労政主管部局によるあっせん件数。
(注3)神奈川県及び大阪府は、労委においてあっせんを受ける前に、知事部局においてあっせんを受ける必要がある。

（第25表） 個別労働紛争に関する各都道府県労委の取組状況

（平成22年10月1日現在）

労委	施行日	制定形式	サービス内容
北海道	平成13年10月1日	要綱・要領	あっせん
青森	平成13年10月1日	要綱・要領	あっせん
岩手	平成14年8月1日	条例・規則・要綱	あっせん
宮城	平成14年10月1日	規則・要領	あっせん
秋田	平成14年1月1日	要綱・要領	あっせん
山形	平成13年10月1日	要綱・要領	あっせん
福島	平成13年4月1日	要綱・規程	相談・あっせん
茨城	平成13年10月1日	要綱・要領	あっせん
栃木	平成13年10月1日	要綱・要領	あっせん
群馬	平成13年10月1日	要綱・要領	あっせん
埼玉	平成14年4月1日	要綱・要領	あっせん
千葉	平成14年1月1日	要綱・要領	あっせん
神奈川	平成15年4月1日	要綱・要領	あっせん
新潟	平成14年4月1日	要綱・要領	あっせん
山梨	平成13年10月1日	要綱・要領	相談・あっせん
長野	平成14年4月1日	要綱・要領	あっせん
静岡	平成13年5月1日	要綱・要領	あっせん
富山	平成13年10月1日	要綱・要領	相談・あっせん
石川	平成14年4月1日	要綱・要領	あっせん
福井	平成14年4月1日	要綱・要領	あっせん
岐阜	平成13年10月1日	規則・事務処理要領	相談・あっせん
愛知	平成13年4月1日	要綱・要領	あっせん
三重	平成13年12月1日	要綱・要領	あっせん
滋賀	平成13年8月16日	要綱・要領	あっせん
京都	平成14年2月1日	要綱・要領	あっせん
大阪	平成14年4月1日	要綱・要領	あっせん
奈良	平成14年1月4日	要綱・要領	あっせん
和歌山	平成13年10月1日	要綱・要領	相談・あっせん
鳥取	平成14年4月1日	条例・規則・要領	相談・あっせん
島根	平成14年1月1日	要綱・要領	助言・あっせん
岡山	平成13年8月1日	要綱・要領	相談・あっせん
広島	平成13年10月10日	条例・規則・要綱	あっせん
山口	平成13年10月1日	要綱・要領	あっせん
徳島	平成14年1月1日	要綱・要領	相談・あっせん
香川	平成13年10月1日	要綱・要領	相談・あっせん
愛媛	平成14年4月1日	要綱・要領	相談・あっせん
高知	平成13年4月1日	要綱・要領	相談・あっせん
佐賀	平成14年1月4日	要領	あっせん
長崎	平成14年4月1日	要綱・要領	あっせん
熊本	平成15年4月1日	規則・要領	あっせん
大分	平成14年4月1日	要綱・要領	相談・あっせん
宮崎	平成14年4月1日	要綱・要領	相談・あっせん
鹿児島	平成14年7月1日	要綱・要領	あっせん
沖縄	平成14年4月1日	規程	あっせん

注： 労委が実施主体となる制度が設けられていないが、他の制度が設けられているのは、東京都（東京都労働相談情報センターの活用）、兵庫県（労使相談センターの活用）及び福岡県（福岡県個別労使紛争早期解決援助制度に労委が協力）である。

（第23表） 個別労働紛争に関する相談・助言、あっせん件数

平成21年度（単位：件）

区分＼労委	相談・助言				あっせん											
					係属件数						終結件数					次期繰越
	労	使	双	計	前期繰越	新規				計	解決	打切り	取下げ	不開始	計	
						労	使	双	計							
北海道	－	－	－	－	2	41	0	0	41	43	28	7	6	0	41	2
青森	－	－	－	－	0	1	0	0	1	1	0	1	0	0	1	0
岩手	－	－	－	－	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	－	－	－	－	2	31	1	0	32	34	11	16	5	0	32	2
秋田	－	－	－	－	2	22	0	0	22	24	9	11	0	3	23	1
山形	－	－	－	－	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0
福島	129	6	0	135	0	4	0	0	4	4	2	2	0	0	4	0
茨城	－	－	－	－	0	3	0	0	3	3	0	0	1	2	3	0
栃木	－	－	－	－	0	1	0	0	1	1	1	0	0	0	1	0
群馬	－	－	－	－	0	17	0	0	17	17	3	2	5	7	17	0
埼玉	－	－	－	－	3	11	0	0	11	14	6	3	5	0	14	0
千葉	－	－	－	－	0	14	1	0	15	15	5	6	2	0	13	2
神奈川	－	－	－	－	0	1	0	0	1	1	1	0	0	0	1	0
新潟	－	－	－	－	4	22	2	0	24	28	8	6	13	0	27	1
山梨	－	－	－	－	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0
長野	－	－	－	－	1	13	0	0	13	14	4	7	3	0	14	0
静岡	－	－	－	－	1	16	1	0	17	18	10	6	2	0	18	0
富山	300	3	0	303	1	32	0	0	32	33	12	10	2	7	31	2
石川	－	－	－	－	0	1	0	0	1	1	1	0	0	0	1	0
福井	－	－	－	－	0	10	0	0	10	10	5	4	0	1	10	0
岐阜	5	0	0	5	0	3	0	0	3	3	2	0	0	0	2	1
愛知	－	－	－	－	0	8	0	0	8	8	1	0	0	6	7	1
三重	－	－	－	－	0	1	0	0	1	1	1	0	0	0	1	0
滋賀	－	－	－	－	0	12	0	0	12	12	1	10	1	0	12	0
京都	－	－	－	－	4	26	0	0	26	30	18	6	1	0	25	5
大阪	－	－	－	－	1	5	0	0	5	6	5	0	0	0	5	1
奈良	－	－	－	－	1	7	1	0	8	9	6	3	0	0	9	0
和歌山	84	2	0	86	0	4	0	0	4	4	0	2	1	0	3	1
鳥取	109	1	0	110	3	29	0	0	29	32	17	6	0	6	29	3
島根	0	0	0	0	0	2	0	0	2	2	1	1	0	0	2	0
岡山	187	9	0	196	0	8	0	0	8	8	4	1	1	0	6	2
広島	－	－	－	－	0	4	0	0	4	4	1	2	0	0	3	1
山口	－	－	－	－	0	4	0	0	4	4	1	1	1	1	4	0
徳島	270	38	0	308	2	34	0	0	34	36	23	9	0	0	32	4
香川	117	3	0	120	0	2	0	0	2	2	2	0	0	0	2	0
愛媛	295	21	0	316	0	12	0	0	12	12	12	0	0	0	12	0
高知	181	15	0	196	0	38	0	0	38	38	23	10	3	1	37	1
佐賀	－	－	－	－	0	3	0	0	3	3	0	2	1	0	3	0
長崎	－	－	－	－	0	2	0	0	2	2	0	2	0	0	2	0
熊本	－	－	－	－	2	29	1	0	30	32	21	7	0	0	28	4
大分	129	11	0	140	0	6	0	0	6	6	1	0	1	3	5	1
宮崎	15	0	0	15	0	1	0	0	1	1	1	0	0	0	1	0
鹿児島	－	－	－	－	1	3	0	0	3	4	1	2	1	0	4	0
沖縄	－	－	－	－	2	13	0	0	13	15	5	5	2	2	14	1
総計	1821	109	0	1930	34	496	7	0	503	537	254	151	57	39	501	36

あっせん事件平均処理日数：解決（ 35.2 日）、打切（ 40.2 日）

注 「相談・助言」は実施労委のみ計上した。

（第21表） 個別労働紛争に関する相談・助言、あっせん件数

（平成22年1－6月期）

	相談・助言				あっせん											
					係属件数						終結件数					次期繰越
	労	使	双	計	前期繰越	新規 労	新規 使	新規 双	新規 計	計	解決	打切	取下	不開始	計	
北海道	－	－	－	－	2	23	0	0	23	25	20	2	1	0	23	2
青森	－	－	－	－	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1
岩手	－	－	－	－	0	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	2
宮城	－	－	－	－	4	13	0	0	13	17	4	7	1	0	12	5
秋田	－	－	－	－	2	5	0	0	5	7	3	3	0	0	6	1
山形	－	－	－	－	0	1	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0
福島	70	3	0	73	0	3	0	0	3	3	2	0	0	0	2	1
茨城	－	－	－	－	1	1	0	0	1	2	0	0	1	1	2	0
栃木	－	－	－	－	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1
群馬	－	－	－	－	0	6	0	0	6	6	2	1	0	1	4	2
埼玉	－	－	－	－	2	7	0	0	7	9	5	0	3	0	8	1
千葉	－	－	－	－	0	13	1	0	14	14	8	4	2	0	14	0
神奈川	－	－	－	－	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟	－	－	－	－	0	5	1	0	6	6	3	1	2	0	6	0
山梨	－	－	－	－	0	2	0	0	2	2	1	1	0	0	2	0
長野	－	－	－	－	1	2	0	0	2	3	2	1	0	0	3	0
静岡	－	－	－	－	0	3	0	0	3	3	2	0	0	0	2	1
富山	183	1	0	184	0	11	0	0	11	11	7	0	0	2	9	2
石川	－	－	－	－	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1
福井	－	－	－	－	1	2	0	0	2	3	1	2	0	0	3	0
岐阜	6	0	0	6	0	2	0	0	2	2	1	0	0	0	1	1
愛知	－	－	－	－	0	3	0	0	3	3	1	0	0	2	3	0
三重	－	－	－	－	0	2	0	0	2	2	1	1	0	0	2	0
滋賀	－	－	－	－	2	0	0	0	0	2	0	1	1	0	2	0
京都	－	－	－	－	0	16	0	0	16	16	9	3	0	0	12	4
大阪	－	－	－	－	0	1	0	0	1	1	1	0	0	0	1	0
奈良	－	－	－	－	1	2	0	0	2	3	1	0	2	0	3	0
和歌山	42	3	0	45	0	3	0	0	3	3	1	1	0	0	2	1
鳥取	57	4	0	61	0	16	0	0	16	16	6	4	1	0	11	5
島根	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	1	0	0	1	0
岡山	148	8	0	156	0	6	0	0	6	6	3	1	0	1	5	1
広島	－	－	－	－	1	3	0	0	3	4	0	3	0	0	3	1
山口	－	－	－	－	1	3	0	0	3	4	1	1	1	1	4	0
徳島	109	12	0	121	1	12	0	0	12	13	6	5	1	0	12	1
香川	56	1	0	57	0	5	0	0	5	5	2	0	1	0	3	2
愛媛	160	13	0	173	1	6	0	0	6	7	6	0	0	0	6	1
高知	99	9	0	108	2	9	0	0	9	11	3	3	1	0	7	4
佐賀	－	－	－	－	1	2	0	0	2	3	1	0	1	0	2	1
長崎	－	－	－	－	0	1	0	0	1	1	0	1	0	0	1	0
熊本	－	－	－	－	0	8	1	0	9	9	2	4	2	0	8	1
大分	68	1	0	69	0	4	0	0	4	4	1	0	0	2	3	1
宮崎	4	0	0	4	0	2	0	0	2	2	1	0	0	0	1	1
鹿児島	－	－	－	－	0	3	0	0	3	3	0	2	1	0	3	0
沖縄	－	－	－	－	0	4	0	0	4	4	1	1	0	1	3	1
総計	1002	55	0	1057	23	216	3	0	219	242	108	54	22	12	196	46
前年同期	883	50	0	933	37	314	3	0	317	354	150	83	24	31	288	66

あっせん事件平均処理日数:解決（ 31.1 日）、打切（ 35.2 日）

注 「相談・助言」は実施労委のみ計上した。